

# 官民人事交流

-民間企業と防衛省との人事交流-



防衛省・自衛隊  
MINISTRY OF DEFENSE

## はじめに

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」といいます。）に定める官民人事交流制度は、国の府省等と民間企業という異なる組織間における人事交流を通じて、国と民間企業との間の相互理解・組織の運営の活性化・人材の育成等を図るものです。

官民人事交流法が施行されて以来、防衛省においても様々な分野で人事交流が行われております。

## - 目次 -

|   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 官民人事交流制度の概要 | 2 |
| 2 | 官民人事交流の手続   | 3 |
| 3 | 交流基準の概要     | 4 |
| 4 | Q & A       | 5 |

# 1 官民人事交流制度の概要

防衛省

民間企業

## 交流派遣（防衛省から民間企業へ）

- 身分：派遣先企業の従業員  
（国家公務員としての身分も保有）
- 期間：原則3年以内（最長5年）
- 服務等：① 国家公務員の服務及び倫理に関する規定が適用  
② 派遣元府省等に対する許認可申請等の業務に従事することの禁止、国家公務員としての地位等に係る影響力利用行為の禁止等
- 給与：派遣先企業が支給（防衛省からは支給せず）

## 交流採用（民間企業から防衛省へ）

- 身分：防衛省の正規職員（退職型と雇用継続型の2種類。  
任期満了後は、交流元企業に復帰。）  
※自衛官として交流採用することはできない。
- 期間：原則3年以内（最長5年）
- 服務等：① 国家公務員の服務（注）及び倫理に関する規定が適用  
② 交流元企業の業務に従事することの禁止、交流元企業に対する処分、交流元企業との契約締結等に関する事務を行う官職への就任の禁止等
- 給与：防衛省が支給（交流元企業からの補填は不可）

（注）防衛省の職員の服務規定は、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治的行為の制限等があります。

### 【対象となる企業】

- ① 株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社
- ② 信用金庫
- ③ 相互会社

### 【主な交流実績】

- ① 交流派遣  
キヤノン株式会社、株式会社ラック
- ② 交流採用  
キヤノンITソリューションズ株式会社、住友生命保険相互会社、損害保険ジャパン株式会社、トヨタ自動車株式会社、日本生命保険相互会社、株式会社みずほ銀行、株式会社ラック、NTTコミュニケーションズ株式会社、SGホールディングス株式会社

## 2 官民人事交流の手続

防衛省の「公募」に対し、民間企業が応募



防衛省が民間企業と協議し、  
人事交流の実施に関する計画を作成



防衛大臣が「計画」を認定



交流派遣  
(防衛省から民間企業へ)

防衛大臣が労働条件等  
について民間企業との  
間で取決めを締結



交流派遣職員が  
民間企業との間で  
労働契約を締結の上、  
業務に従事  
(原則3年以内)



任期満了後、  
防衛省に復帰

交流採用  
(民間企業から防衛省へ)

退職型 (注)

雇用継続型 (注)

防衛省が  
任期満了後の  
再雇用等について  
民間企業との間で  
取決めを締結

防衛省が  
任期中の雇用、  
任期満了後の  
雇用等について  
民間企業との間で  
取決めを締結

従業員は  
民間企業を退職

任命権者は任期を定めて採用し  
職務に従事

任期満了後、  
民間企業が再雇用

任期満了後、  
民間企業に復帰

(注) 交流採用は、①民間企業を一旦退職し防衛省に派遣される「退職型」、  
②民間企業との雇用関係を継続したまま防衛省に派遣される「雇用継続型」があります。  
雇用保険の被保険者資格の継続等が異なり、交流採用を実施する民間企業はそのいずれかを選択することができます。

(補足) 交流派遣者及び交流採用者は、旧姓使用が可能です。

# 3 交流基準の概要

官民人事交流の公平性・透明性の確保のため、一定の基準（交流基準）が定められています。

## 刑事起訴・不利益処分

交流をしようとする日の2年以内に、民間企業又はその役員（役員であった者も含む）が、当該企業の業務に係る**刑事事件で起訴**されたり、許認可等の取り消しなどの**不利益処分**を受けた場合は、人事交流を行うことができません。

## 派遣職員への特別の扱い

交流派遣職員に対し、**理由なく特別の扱い（能力・資格等に見合わない地位・給与等の取扱い）**をした場合は、当該民間企業との人事交流を行うことができません。

## 特別契約関係にある企業

交流をしようとする日前5年間にかかる年度のいずれかの年度において、国の機関と**特別契約関係（※）**にあった企業とは、人事交流を行うことができません。

（※）特別契約関係  
「契約総額が2千万円以上」かつ  
「当該企業の売上額に占める割合が25%以上（大企業は10%）」

## 契約関係職員に係る交流

交流をしようとする日前5年以内に、国の機関と民間企業との間の**契約の締結又は履行に携わった期間**のある国の職員及び民間企業の従業員は、それぞれ国の機関と当該企業との間の人事交流はできません。

## 派遣先での業務内容

交流派遣先の業務内容が、**国の機関との折衝又は情報収集を目的**とする場合は、人事交流を行うことができません。

### 【関係法令はこちら】

- ① 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）  
URL: <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000224>
- ② 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）  
URL: <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412CO0000000388>
- ③ 防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）  
URL: <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412CO0000000388>



## 4 Q&A

Q

官民人事交流を実施する場合は、交流派遣と交流採用を両方行わなければなりませんか？

A

いずれか一方を選んで実施することも、双方を選んで実施することもできます。

Q

自衛官は交流派遣できますか？  
また、自衛官として交流採用されることはあるのでしょうか？

A

自衛官は交流派遣の対象となります。  
交流採用の場合、自衛官として採用されることはありません。

Q

勤務先は、防衛省本省（市ヶ谷）だけなのでしょうか？

A

全国にある防衛省・自衛隊の機関・部隊等を対象としています。

Q

どのような仕事内容になるのでしょうか？

A

様々な業務に携わることができそうですが、交流にあたっては、民間企業と防衛省との間で業務内容について協議のうえ、計画を作成することとなります。

## 4 Q&A

Q

人事交流を応募する前に、事前の相談はできますか？

A

事前相談を受け付けております。  
まずは巻末の問い合わせ先にご連絡ください。  
希望する業務内容等を踏まえ、機関の担当者を紹介します。

Q

自衛隊が防衛出動や治安出動を行う場合、民間企業に交流派遣されている防衛省の職員はどうなるのですか？

A

防衛出動命令、防衛出動待機命令、治安出動命令、治安出動待機命令が発せられた場合、交流派遣は終了することになります。  
この交流派遣の終了について、あらかじめ民間企業と防衛省との間に取決めを締結する必要があります。

Q

防衛省と民間企業との交流実績を知ることはできますか？

A

毎年、交流実績について国会報告を行っており、防衛省HPから過去の報告も含めて閲覧することができます。

民間企業と防衛省との人事交流の実績はこちら  
防衛省HP「防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告」  
URL: [https://www.mod.go.jp/j/profile/syogu/jinji\\_kouryu/index.html](https://www.mod.go.jp/j/profile/syogu/jinji_kouryu/index.html)





民間企業と防衛省との人事交流の応募はこちら  
防衛省HP「民間企業と防衛省との人事交流についてのご案内」  
URL: <https://www.mod.go.jp/j/saiyou/internal/kouryu.html>



【お問い合わせ先】  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1  
防衛省 人事教育局 人事計画・補任課  
TEL: 03-3268-3111 (代表) (内線23553)